

別紙2

【対象地域】

東京電力パワーグリッド株式会社サービスエリア内		
災害救助法が適用された地域	新潟県	南魚沼市、南魚沼郡湯沢町
隣接する地域	群馬県	吾妻郡中之条町、利根郡みなかみ町
	新潟県	十日町市、魚沼市、中魚沼郡津南町
	長野県	下水内郡栄村

【特別措置の内容】

① 電気料金の支払期日延長

2020年11月分*、12月分、2021年1月分および2月分の電気料金について、支払期日(支払い義務発生日の翌日から30日目)を1ヵ月間延長いたします。

※11月分については、支払期日が災害救助法の適用日以降となる地域の方が対象となります。

② 不適用月の電気料金の免除

被災日から引き続き全く電気を使用していない場合には、被災日が属する月分の次の月分の電気料金から6ヵ月間に限り、電気料金を申し受けません。

③ 基本料金の免除

電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、2021年6月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。

東京電力エナジーパートナー株式会社：<https://www.tepco.co.jp/ep/archive/20201222.html>

〔お問い合わせ先〕

株式会社ウエスト電力 業務本部：03-5353-6858

受付時間：平日 9：00～18：00

(定休日：土曜・日曜・祝日)